

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、炭坑夫として就労した後、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までA郡所在のB会社C工場（以下「会社」という。）において、合金仕上げ作業（粉じんばく露作業）に従事していた。

被災者は、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理3イ」の決定を受け、会社退職後、昭和〇年〇月〇日付けで健康管理手帳（じん肺）の交付を受け、また、平成〇年〇月〇日付けで健康管理手帳（石綿）の交付を受けていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「肺炎」と診断され、その後、入退院を繰り返し療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書によると、直接死因「急性心不全」、直接には死因に関係しないが影響を及ぼした傷病名として「アスベストじん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医師作成の平成○年○月○日付け意見書を根拠に、被災者の死亡はじん肺が原因である旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 被災者のじん肺の状態についてみると、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「G病院撮影の画像データ上、大陰影は認められず、平成○年○月○日同病院撮影の画像データからF(一)相当と診断され、肺機能は問題ない。同画像データから左肺に広範な胸膜プラークが認められるが、同年○月○日同病院で撮影された画像データでも変化は見られない。」と述べている。当審査会としても、被災者の肺機能検査の結果等からみて、F医師の所見は妥当であり、被災者のじん肺の状態について著しい肺機能障害は認められないものと判断する。

(3) 被災者が死亡に至った原因について、E医師は、上記意見書において、「(アスベストじん肺が死因に影響を及ぼした程度については)左肺は機能していないことが大きく、また右肺も肺炎を繰り返して機能低下を起こしている影響もあると考える。(アスベストじん肺と死亡との因果関係については)病気の進行も死期を早め、胸水は炎症によるものが大きいと考える。」と述べているところ、F医師は、上記意見書において、「D病院の平成○年○月○日撮影の画像から両側に大量の胸水が認められる。検査データから貧血が認められるも原

因は不明であり、心肥大と両側の大量の胸水により心不全を合併していたものと認められ、心不全と貧血が増悪したことにより死亡するに至ったと認められることから、じん肺や石綿関連所見が原因とは考えられない。」旨述べている。

(4) 当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経過について詳細に精査したところ、上記E医師の意見は、あくまでも被災者のじん肺が治療経過に影響を与えた可能性を指摘したにすぎないとみるのが相当であり、一方、F医師の意見は具体的であり、上記画像データとも符合しているものであることから、決定書理由第2の2の(2)のオに説示するとおり、被災者の急性心不全がじん肺により発症したと認めることはできない。

(5) 以上のことから、被災者の死亡とじん肺との間には、医学的な因果関係を認めることはできず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。